



平成29年2月17日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 隅田 敏



平成29年度労働報酬下限額について（答申）

平成29年1月12日付け越契第343号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

平成29年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,224円（1時間当たり）が望ましい。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

930円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

(1) ダンピング受注による品質低下を防ぐため、最低制限価格のあり方をはじめとした入札制度の改革を行うこと。

(2) 長期継続契約をはじめとする複数年度にわたる業務への労働報酬下限額の適用のあり方や職種別下限額等については、今後、調査研究を行うこと。

別紙

職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1 特殊作業員	2,397 円	27 普通船員	2,453 円
2 普通作業員	2,127 円	28 潜水士	4,242 円
3 軽作業員	1,530 円	29 潜水連絡員	3,015 円
4 造園工	2,160 円	30 潜水送気員	3,015 円
5 法面工	2,757 円	31 山林砂防工	2,869 円
6 とび工	2,847 円	32 軌道工	4,950 円
7 石工	2,869 円	33 型わく工	2,768 円
8 ブロック工	2,689 円	34 大工	2,734 円
9 電工	2,419 円	35 左官	2,858 円
10 鉄筋工	2,880 円	36 配管工	2,284 円
11 鉄骨工	2,678 円	37 はつり工	2,678 円
12 塗装工	2,847 円	38 防水工	3,083 円
13 溶接工	3,027 円	39 板金工	2,959 円
14 運転手(特殊)	2,543 円	40 タイル工	2,425 円
15 運転手(一般)	2,217 円	41 サッシ工	2,712 円
16 潜かん工	3,207 円	42 屋根ふき工	2,510 円
17 潜かん世話役	3,792 円	43 内装工	2,982 円
18 さく岩工	3,038 円	44 ガラス工	2,655 円
19 トンネル特殊工	3,038 円	45 建具工	2,597 円
20 トンネル作業員	2,599 円	46 ダクト工	2,329 円
21 トンネル世話役	3,420 円	47 保温工	2,363 円
22 橋りょう特殊工	3,297 円	48 建築ブロック工	2,505 円
23 橋りょう塗装工	3,330 円	49 設備機械工	2,397 円
24 橋りょう世話役	3,623 円	50 交通誘導警備員 A	1,463 円
25 土木一般世話役	2,498 円	51 交通誘導警備員 B	1,294 円
26 高級船員	3,105 円		